

(地Ⅲ238F)

平成26年3月13日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

定期の予防接種における対象者の解釈について

予防接種法に基づく予防接種の実施については、その具体的な接種方法等について、予防接種法施行令及び予防接種実施規則に規定されているところですが、この度、厚生労働省において、それらの法令に規定されている対象者の解釈を整理した旨、別添の各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対して情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

定期の予防接種における対象者の解釈について（事務連絡）

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種の実施につきましては、その具体的な接種方法等について、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）に規定されているところです。この度、それらの法令に規定されている対象者の解釈につきまして、別添のとおり整理しましたので、今後の業務の参考にしていただくとともに、貴管内各市町村にも周知方よろしくお願いいたします。

また、今回整理しました対象者の解釈については、現在各市町村で実施している定期の予防接種の運用と異なる場合が考えられます。ただし、既に平成 26 年度に向けて予防接種に関する周知のための媒体の印刷等の準備が済んでいる市町村に対して、改めて刷り直すことまでを求めるものではありません。必要に応じて、本事務連絡の内容についてホームページ等をご活用いただき周知いただくようお願いいたします。

定期の予防接種における対象者の解釈について

『●歳に達した時』の考え方

年齢は出生の日から起算され、期間はその末日の終了をもって満了するため、翌年の誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えます。
例えば、平成25年4月1日生まれの人であれば、平成26年3月31日(24時)に1歳に達したと考えます。

『●歳に至るまで』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至るまで』と言った場合、『平成26年3月31日まで』という意味になります。(3月31日は含まれます。)

『●歳に達するまで』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に達するまで』と言った場合、『平成26年3月31日まで』という意味になります。(3月31日は含まれます。)

『●歳以上』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳以上から接種可能』と言った場合、『平成26年3月31日から接種可能』という意味になります。
* 厳密には24時に1歳年をとるので、3月31日であっても0時から24時に至るまでは、1歳に達していませんが、真夜中の24時に接種を受けられることは通常想定されないため、日中でも接種を受けられるように配慮したものです。

『●歳未満』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳未満まで接種可能』と言った場合、『平成26年3月31日まで接種可能』という意味になります。
* 『●歳以上』の考え方では、被接種者の都合を考慮して、厳密には接種対象年齢には達していない時間帯も含めて、3月31日の丸一日を接種可能日としました。
一方、『●歳未満』の考え方では、厳密に前日(24時)に1歳年をとると考えて、3月31日24時に至るまでは接種可能とするものです。

『●歳に至った日』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日』は、『平成26年3月31日』を指します。

*『至った日まで』は、『至るまで』、『達するまで』と同義であり、3月31日は含まれます。

『生後1月に至るまで』の考え方

単位が月になった場合、暦に合わせて翌月の同日の前日に、1月が経過したと考えます。したがって、平成25年4月1日生まれの人であれば、翌月の同日(5月1日)の前日(4月30日)に生後1月を迎えたと考えます。

なお、翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月の最後の日に1月経過したと考えます。

例えば、平成25年1月31日生まれの人であれば、2月28日に生後1月を迎えたと考えます。

『生後3月に至るまで』であれば、3か月後の同日(7月1日)の前日(6月30日)に生後3月に至ったと考えます。

『●歳に至るまでの間』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至るまでの間』と言った場合、『平成26年3月31日になるまで』という意味になります。

* 3月31日までは対象となりますが、4月1日は対象外となります。

『●歳に至った日』の考え方

誕生日の前日に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日』と言った場合、『平成26年3月31日』を指します。

『●歳に至った日の翌日』の考え方

誕生日の前日に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日の翌日』と言った場合、『平成26年4月1日』を指します。

『生後3月から生後6月に至るまでの間にある者』の考え方

平成25年4月1日生まれの人であれば、7月1日の前日(6月30日)に生後3月を迎えたと考えます。同様に、生後6月であれば、10月1日の前日(9月30日)に生後6月を迎えたと考えます。

したがって、この場合、『生後3月から生後6月に至るまでの間にある者』とは『6月30日から9月30日までの期間内にある者』ということになります。